

日本史(12) 律令国家への道③「大宝律令」

○今回のポイント

唐の建国と膨張に対応して律令国家を目指した日本は、ついに701年に大宝律令が完成し、政治の仕組みが整った。

【大宝律令と官僚制】

(1)大宝律令

①制定

・701年[1. 刑部親王]や[2. 藤原不比等]らによって完成。律令制度による政治の仕組みが整う。

※今まで令はあったが、律と令がともに編纂されたのはこの時が初めて。

Cf.天智天皇「3. 近江令」、持統天皇「4. 飛鳥浄御原令」

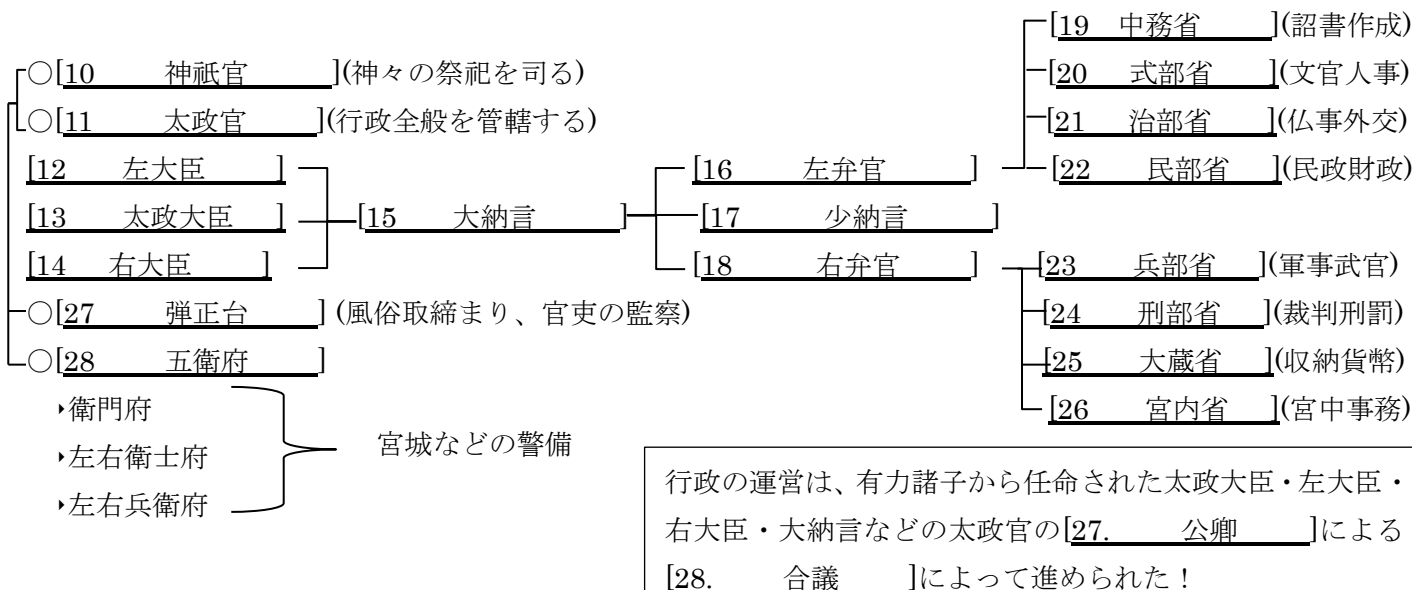
・「5. 日本」という国号が正式に用いられるようになったのもこの頃。

・[6. 養老律令]…718年に藤原不比等らが編纂。757年に施行。大宝律令とさほど変わらない。

②「律」とは何か? ⇒ 今日の[7. 刑法]

③「令」とは何か? ⇒ [8. 行政組織]・官吏の勤務規定や、人民の租税・労役などの規定。

(2)中央行政組織 [9. 二官八省一台五衛府]



(3)地方組織<諸国>

①行政区分…全国を[29 畿内・七道]に区分。[30 国・郡・里]を置く。国はいくつかの郡から、郡は複数の里から構成。それぞれに国司・郡司・里長が就任。

②[31 国司]…中央から地方へ国司が派遣され、役所である国府(国衙)を拠点に「国」内を統治

③[32 郡司]…伝統的な地方豪族(かつての国造)等が就任。役所である郡家(郡衙)を拠点に郡内を統治

(4)地方組織<要地>

①[33 左・右京職]…京の都を右京と左京の二つに分け、それぞれを管理。

②[34 摂津職]…瀬戸内海航路の起点として難波に設置。

③[35 大宰府]…外交・軍事上の拠点。九州北部に設置。「遠の朝廷」と呼ばれ、西海道を直接統括

(5)官吏

①条件…漢字の文筆能力と儒教の教養

②[36 官位相当制]

・位階と官職の対応関係があらかじめ規定されており、ある官職には特定の位階を有するものしか任命できない制度のこと。例：「太政大臣」という官職は正一位か従一位。「大将」という官職には「従三位」など。

・[37 位階]…官吏の序列のこと。正一位～少初位下まで三十階の位階があった。

・経済的特権…位階・官職に対し、[38 封戸]・田地・禄などの給与。調・庸・雑徭などの負担免除。

・貴族…[39 五位]以上は貴族と呼ばれ、手厚い優遇策が規定。

↓

③[40 蔭位の制]

・五位以上の者の子(蔭子)や、三位以上の者の孫(蔭孫)は自動的に一定の位階が与えられる制度。

(6)司法制度

①五刑…「律」で定められた5つの刑罰。[41 笞・杖・徒・流・死]

②[42 八虐]…天皇・国家・神社・尊属に対する罪。有位者でも減免しない重い罪。

【 民衆の負担 】

(1)戸籍・計帳

①[43 戸籍]…戸を単位に住民を把握することを目的とした基本台帳。6年に一度作成された。

↓
・[44 庚午年籍](670)…全国を対象とした最初の戸籍

↓
・[45 庚寅年籍](690)…班田の為に作成した最初の戸籍。

・[46 班田収授法]

□6歳以上の男女に[47 口分田]を班給する制度。

□造籍(戸籍をつくること)は6年ごとの籍年に行われる(48 六年一造)

□班田はその戸籍に基づいて6年ごとの班年(籍年の翌年)に行われる(49 六年一班)

□口分田は売買できず、死者の口分田は6年ごとの班年に収公された。

②[50 計帳]…課税のための台帳。毎年作成された。

【班田収授法のねらい】
豪族による土地・人民の支配を排除して
国家が直接民衆を掌握しようとした！

(2)民衆の負担

①地方財政

・[51 租]…口分田などの収穫に対する税。収穫の3%程度の稲をおさめる。その大部分は諸国において貯蔵され、地方の財政に用いられた。

②中央財政

・[52 調]…絹・綿・糸・布など、指定された各地の産物を中央政府に納入。都まで運ぶ運脚の義務。

・[53 庸]…1年間に10日間中央政府のために労働力で奉仕する歳役という税のかわりに布2丈6尺。

③[54 雑徭]…国司の命令によって水利工事や国府の雑用に年間60日を限度に奉仕する労役。

④[55 出挙]…国家が春に稲を貸し付け、秋の収穫時に高い利息とともに徴収する。

⇒出挙はもともと農民の生活維持のために豪族たちがおこなってきた(56 私出挙)。律令制下では国家の租税となり(57 公出挙)、その利息の稲は諸国の重要な財源となった。

⑤兵役…正丁3～4人に一人の割合で徴発。各国の[58 軍団]で訓練。宮城警備の[59 衛士]や九州防衛の[60 防人]になると、武器・食料を自弁して、一定期間任務に就く義務があった。

(7)[61 五色の賤]…身分制度は良民と賤民に分けられた。賤民は5つの種類があった。

賤民 {
・官有の賤民…[62 陵戸][63 官戸][64 公奴婢](官奴婢)
・私有の賤民…[65 家人][66 私奴婢]